

154-参-決算委員会-3号 平成14年08月29日

※平成11年度、12年度決算に関連して税制、財政、金融問題について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

平成十一年度、十二年度決算に関連し、税制、財政、金融問題につきまして、財務大臣並びに金融担当大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

時間が三十分と限られておりますので、恐縮でございますが簡潔に、また結論部分のみの御答弁を賜れば幸いです。

まず、税制改革についてでございます。

私、八月八日、全般的質疑の中で塩川大臣にもお伺いしたことに関連するわけでございますけれども、八月八日、塩川大臣は、減税を三年間先行、増収は五年間を掛けて図っていく、すなわち、減税は二〇〇三年度から二〇〇五年度まで、増収は二〇〇三年度から二〇〇七年度までというお考えを示していただいております。

また、去る八月二十四日、税についての対話集会において、その後の記者会見でしょうか、塩川大臣は、二兆円を三年続けたら六兆円の減税になる、増収の方は五年掛けて減税分の六兆円相当額にする、そういうことを法制化したいと、こういう考えを示されております。

一方、六月二十五日閣議決定の経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二におきましては、今次税制改革は二〇〇三年度に着手し、「改革と展望」の期間内、二〇〇六年度までに完了させることを目指す、なお、時限的な政策税制を行う場合も税制改革全体との整合性を保つことが重要であると、こういうような指摘があり、閣議決定されているわけでございます。

そういう意味で税制改革の期間のおしりの部分がちょっと違うのではないかと、このように思っているわけですが、塩川大臣のお考えとして増収は二〇〇七年度までという御見解は変わりないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 実は、そのことを発表しますことにつきましては、いずれも私の試案でということと前提に置いておまして、財務省の案ということではまだございませんで、財務省の案として固めますには政府税調のやっぱり審議が、結論が必要でございますので、まだ財務省としては決まっております。しかし、私は諮問会議なりあるいは一般国民の間から何か試案を出せということは非常に強く要望されております。

そこで、経済財政諮問会議では二〇〇六年までの間を「改革と展望」の中の集中改革期間ということに位置付けておまして、何もすべての行政を二〇〇六年をターゲットにやるということじゃございませんが、集中と改革はこの四年間の間に集中してやろうという趣旨であると思っております。そうしますと、税制改正もこの二〇〇六年までのターゲットでやればよいということであることは当然でございますけれども、何もそれに拘束される必要はないと思う。

むしろ、減税を先行させるためには減税分を早くスタートさせた方がいいんじゃないかということ。ただし、減税だけを実行してしまつて財政上のバランスを失うことになってはいけませんので、同時に同額の、中立の考えに立ちまして、税の増収の方もお願いしたい。増収の方は緩やかなペースでもって減税分を埋めていただく。そういう発想に立つということであるならば、減増税の間に時間的なずれを持っていいのではないかとこの私自身の考えでありまして、これを申し上げて、その間のバランスは五年できちっと取れるようにしたいと、こう思っております。

○辻泰弘君 減税、増税のことの絡みについてお伺いしたいと思いますけれども、同じく八月八日、塩川大臣は減税について、恒久的なものと言ったらこれは非常に難しい、三年ぐらいもつような態勢でいきたい、それ以上のことについては見直さなければならぬ時期もあると、このような御答弁がございました。そして、増税については、やはり検討項目として、配偶者控除の縮減

とか特定扶養控除の縮減、消費税の免税分の引下げ、たばこ増税等々、検討対象と言われているわけですが、これらの増税項目はやはり恒久的措置というふうになるんだろうと思うわけですが。すなわち、減税の方は時限的だというふうにおっしゃっている、増税の方は恒久的ではないかと、こういうことになるわけで、すなわち時限的な減税と恒久的な増税の組合せということを考えておられるのかどうか、その点についての塩川大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 私は、そういう長期あるいは短期という考えではなくて、中期的な展望に立ってということですので、増減税ともに中期的な展望で。

これだけ激しく技術革新が進み、経済の言わば体制というものが変化してきますので、非常に長期に、ロングランにわたった税制の確立ということは非常に難しい。けれども、その場その場の法的な措置だけを取りましては経済の安定化が図れませんので、私は中期的な展望ということで見ているということでもあります。

○辻泰弘君 増税の検討対象として、塩川大臣は増税項目については石清水をためると、こういう表現をされているわけですが、どういふものを検討対象と想定されているか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 広く薄くです。

○辻泰弘君 それではもう一つ。

三月十九日、塩川大臣はこういう発言を参議院財政金融委員会でされております。高額所得の高齢者の場合にですけれども、年金を辞退すれば、その間、辞退している間の合計額の倍額でもいいから相続財産を引いてやるということも考えるべきだと、このようなお考えを示されておりますが、このお考えは来年度の税制改正あるいは十六年の年金の改革の中で具体化されるというお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 私は政府税調に提案をしてみたいと思っております。

今、所得の配分を見ますと、高齢者と若年者の間に相当なギャップがあるということ、これは先生も御存じだと思います。世代間におきますところの所得の格差、資産の格差というものは、できるだけ早く若い者に移譲していくのが私はいいと思っております。

また一方、世代間、同一世代間の中においても、若い人あるいは年輩者、高齢者の中においても、特に高齢者の中で所得、資産の格差というものは相当な開きが出てきております。したがって、年金とかあるいは医療とかいうものについては、高額所得者であって高齢者であっても、それぞれの分に応じた、言わば資産状態に応じた、収入に応じた負担をしてもらってもいいんじゃないかという、私はそういう考えを持っております。

したがって、同一世代間においてもそういうある程度のインセンティブを付けることによって、高齢者の方々にその期間中少し遠慮してもらっても、その将来においてそれだけのものが報いられる方法を取っておくならば私は合理的ではないかと思っております。

○辻泰弘君 もう一点、財務大臣のお考え、御見解をお伺いしたいんですが、今日の国債の大量発行が続く中で安定した消化を図る見地から個人投資家の国債保有を促すために、現在、個人向けの国債の商品設計を検討中だと伝えられております。大臣は個人向け国債の利子に掛かる所得課税の非課税措置に前向きとお伺いしますが、これについての御見解、今後の方針をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 私は非常に前向きなんです。個人が国債を持ってもらうということは国の経済が一番安定することでもあり、そしてまたいろんな今経済政策の中に言われておりますように、ただ預金だけではなくして証券なりあるいは他の発展性のある株式投資とかいうふうに多様に、多様性を持った投資をするということはいいと思っておりますが、特に国債等につきましては国民の、個人の関心を強めるために是非ひとつ持ってもらいたい、そのためのインセンティブとして利子税の問題等を考えたらいいではないかと。

そうすると、識者の中で、お年寄りの、一千五十万円ございますが、このお年寄りの利子税は廃止するとして、そしてまだ、ある程度、額は分かりませんが、国債の保有者に対しては利子を免除するという事は相矛盾をするのではないかということと言われる方があります。確かにその点は私も承知しておりますけれども、国債を保持してもらうという、持ってもらうということは、一つの政策的な配慮としてやるんだということに理解していただけるならば、その間におけるところの整合性は取ってもらえるのではないかと考えております。

○辻泰弘君 政管健保の棚上げ債務についてお伺いしたいと思います。

時間の関係上、歴史と経緯等々は省かせていただきますけれども、この審議対象の十一年度、十二年度におきましても、厚生保険特別会計の健康勘定において一兆四千七百九十二億円が借入金として歳入に計上され、同額が借入金償還金として歳出に計上されていると、こういう経緯がございます。これについては、少し古いですが、昭和四十七年、衆議院社労、大蔵、物特の連合審査会におきまして、当時の水田大蔵大臣の答弁として、「この累積赤字は今後の保険会計の別ワクに出して、国が責任を持つということをはっきり書いた」と、こういう御答弁がございます。

そこで伺いたいんですが、政管健保の棚上げ債務一兆四千七百九十二億円は一般会計の責任で返済していくということが大蔵省を継承する財務省としての方針と考えていいか、お伺いしたいと思います。

○副大臣（尾辻秀久君） お話しのとおりでございますが、一般会計からの繰入れによる償還する方針に変わりはありません。

○辻泰弘君 塩川大臣の御発言に関連してお伺いします。

現在、経済活性化、都市再生という見地から医療産業が一つの突破口として注目されており、先端医療産業特区などの提案も出されているわけですが、八月二十三日、塩川財務大臣は、大阪だと思っておりますけれども、発言をされておまして、神戸の医療産業都市構想について、政府が掲げる四つの重点分野にも合っている、二〇〇三年度も相当な予算措置がなされるとの御発言がございますが、この点についての大臣の御見解、方針をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 私は、医療につきまして、あるいは年金、こういう高齢化社会を特に対象にした制度というものは、安心を与えていくということが国民にとって非常に大事な政策だと思っております。したがって、十五年度におきましてもこういう福祉関係、要するに生活に直結する医療とか年金とかいうものについての当然増、自然増といいたししょうか当然増につきましては、できるだけその当然増を予算の上で消化したいと思っております。その代わりに、他の面においてそれ相当の分の削減をするということに条件しておりますので、合わせてバランスを取っていきたいと思っております。

○辻泰弘君 新紙幣の問題についてお伺いしたいと思います。

平成十二年七月十九日から二千円札が発行されておりますけれども、最近の八月二日に、財務省は、平成十六年度上期をめぐりとして一万円、五千円、千円の新紙幣発行の方針を打ち出されているわけですが、塩川大臣は、記者会見で、二千円札を発行したときには一兆円の効果があったと語っておられるようでございますが、新紙幣発行の目的、経済効果について塩川大臣

の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 経済効果は幾らという算定、具体的な数字での算定はまだ私では不可能でございますけれども、かなりのものが経済効果があるのではないかと期待しております。

しかし、誤解があってはいけませんので、経済効果をねらうため、つまり景気刺激のためにお札の改刷をやるんだというそういう意味ではございませんで、目的はあくまでも不正防止、偽造防止にあるということでございますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

○辻泰弘君 同日の記者会見、柳澤金融担当大臣は、この問題につきまして、現金自動預け払い機の改造などの負担増が金融機関に集中するということに対する懸念をお持ちだということだと思っておりますけれども、簡単に需要拡大ととらえるのは誤っているのではないかと述べておられます。

柳澤大臣のこの新紙幣の需要拡大効果あるいは金融機関への負担増についての御見解を教えてくださいたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 新札の発行について記者から御質問をいただきまして、私もお答えをかなり無理をしていたしました。私の頭の中にあっただのはやはり金融機関に対する負担の増ということでございます。そういうことを考えるとちょっとそうにここに歓迎というわけには気分的にいきません。しかし、今も塩川大臣がおっしゃられたように、これはもう本当の偽造防止ということであるわけであるから、どういう負担であってもこれは金融機関として受けて立てもらわなきゃいけない、こういうことを考え、また申し上げたわけでございます。

○辻泰弘君 不良債権の問題についてお伺いしたいと思います。

平成十一年度当初予算では二兆五千億、補正予算では九千二百七十九億、また十二年度予算では四兆五千億円が預金保険機構の特例業務勘定に交付したいいわゆる交付国債の償還のための経費として国債整理基金特別会計の予算繰入れが行われております。そして、これまでに手当てされた十三兆円の交付国債のうちの九兆一千億円が現段階で国民負担として確定しているという状況でございます。

そこで、柳澤大臣にお伺いしたいんですけれども、四月十二日、大臣は、不良債権処理は第二の山を築いた、二〇〇四年度には何とか正常化のレベルに持っていけるとの認識を示されておりますけれども、今もその認識に変わりはありませんか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 私ども、オフバランス化というようなことを不良債権に対する間接的な処理である引き当てと同時に進めさせていただいております。これらのことをいろんな私ども決めさせていただいたスケジュールどおりやっておくということに努めて、今申したようなことをどうしても成し遂げたいと、このように考えておまして、また私どもいろいろ検討をいたしておりますけれども、政府の「改革と展望」に示されたような経済状況ということを前提とする限り、そのことはまた可能であると、このように考えているところでございます。

○辻泰弘君 柳澤大臣は、四月十六日に、委員会の御答弁だったと思いますが、「経済の客観情勢が悪くて不良債権が生まれてきた」、「客観情勢がちゃんとしないう限り、不良債権問題の正常化もこれは望むべくもない」、「金融庁の仕事だけに不良債権問題の処理を迫るなんというのはとんでもないことだ」という御答弁がございまして、不良債権問題の正常化を図るために必要な経済の客観情勢の改善のための政策というものはどういうものが必要とお考えか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） それは、今御引用になられた点は前段でありまして、最後のところで私は、やはり自分たちの守備範囲のことをきちっとやっていかなきゃいけないと、こういうことでその答弁締めくくらせていただいております。要は、私のそのところで申し上げたのは、経済論をやらせればいろんなことがありますと、しかし政策あるいは政治論として、私ども今行っている不良債権処理について、ほかのところに原因や理由があるんだからというようなことを言うのは適当でないということを申し上げたわけでございます。

しかし、せっかくのお尋ねでございますので、今、その辻委員の御指摘の点について申し上げますれば、我々としては、先ほど申したように、「改革と展望」に示されたようなマクロ経済の運営というようなことが実現されることを望んでいるということでございます。

○辻泰弘君 ペイオフに関してお伺いしたいと思います。

平成十一年十二月には与党三党の合意によりペイオフ解禁が一年延期されております。また、十二年五月には預金保険法改正案が可決成立しているわけでございます。

そこで、柳澤大臣にお伺いしたいんですが、今年四月のペイオフ解禁に伴って大量の資金が定期預金から普通預金に移動したわけでありますが、その総額、規模はどれくらいとごらんになっているか、またそれをどう評価されているか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 今年の四月から定期性預金の保険限度額というものを一千万円にいたしまして、それを超えるものについては保険保護が掛からないということになりました。そういうようなこともあるし、また、ただいまでは金利の格差が定期性預金と普通預金で余り変わらないというようなこともございまして、期限が来たものをもう一回定期預金にするというようなことではなくて、もう普通預金のところに自動的に預かることとなりますけれども、それで、ある意味で放置しておくというようないろんな状況があったんだろうと思いますけれども、いずれにせよ預金が動いたわけでございます。

そういうようなことでもございますけれども、総じて言うと、業態が大きなところほどむしろ総額の預金というものは増える傾向にありまして、ちっちゃいところが割と減っておるということでもございますが、減っておるところでも対前年同月比で二%台の半ばくらいというようなことでもございますので、これで大変な何か影響があるというふうには考えておりません。

そういうようなことを、私ども今、この預金の動向を慎重に見ておりますけれども、ただいまのところの私どもの観察の結果として申し上げることができようかと、このように思います。

○辻泰弘君 柳澤大臣は、これまでペイオフの解禁は構造改革の一環だと強調されてこられました。今回の決済性預金の保護の方針は、実質的には限りなく解禁延期に近づくもので、大臣のこれまでの論理からすれば改革の骨抜きと言うべきものではないかと思うわけでございます。

大臣は、すべて延期なら骨なしだと述べておられるようですが、それは、今回の方針は骨抜きではあるけれども骨なしではないという意味でしょうか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 今度、決済性預金を保護させていただくということの方針として総理からも御指示いただいたこともございまして、今、金融審議会での具体策についていろいろ御検討をいただいております。まだ中間段階ということでもございます。

これと構造改革との関連についてのお尋ねでございますけれども、決済性預金を含めて流動性預金を全部保護の対象から外すということと、決済性預金については保護を続けるというか保護の状況に置くということとの比較において、どっちが構造改革のプレッシャーが金融機関の経営者に大きく与えるのかと、こういうようなことを考えれば、それはもう全額保護の対象から外してしまう方がすごいプレッシャーになるだろうと、これはもう常識的に考えられることでありまして、それを骨なしか骨抜きかというような表現は、これは人によっていろいろ考えられることであろう、こういうように思います。

しかし、私どもは、決済性預金の問題というのは非常に金融システムのバイタルな問題であり

まして、そのこのところを保護するというを今回方針として打ち出しましたけれども、その他の流動性預金についてはこれを保護対象にしないという従来どおりの方針でこれを凍結を解除するというのでまいりますので、その限りでかなりプレッシャーが金融機関に掛かり続ける。その意味で構造改革の一環としての施策としての一貫性というものは堅持されていると、このように考えているということでございます。

○辻泰弘君 今、御答弁いただいたところにもあったことではございますけれども、与党サイドからは、普通預金も含めて解禁を延期すべきだという意見が強く出ている、いろいろややこしい理屈を付けて決済性だ何だと言っているが、素直に延期したらどうかなどという意見も出ているわけですが、大臣としては、普通預金の解禁延期の道を選ぶことはない、こういうことでよろしいですか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） そのとおりでございます。

○辻泰弘君 決済性預金の全額保護に向けて法的措置というものが必要になると思うんですけども、どういう法案を臨時国会に提出していかれるのかということについて御方針を承りたいと思います。

○国務大臣（柳澤伯夫君） ただいまその内容というか、法的な構成を含めて御検討いただいておりますのでございまして、今ここで私がそのことについて結論めいたことを申し上げられる段階に至っていないということですが、いずれにせよ法改正は必要だと私ども考えておりますので、この点については臨時国会に提出をさせていただいて御審議をお願いしたい、このような心積もりをいたしているところでございます。

○辻泰弘君 もう一点、柳澤大臣にお伺いしたいと思います。

大臣は、八月二日に、数年前から保護すべきものは何かを考えていたと述べておられて、決済性預金の保護は以前から検討対象だったというようなニュアンスでの御見解を示されているようですが、そのとおりでしょうか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） これは、決済性預金というものは典型的には企業向けの当座預金と、こういうことではございますけれども、当座預金というのを金融機関から認めてもらうためにはかなり高いハードルをクリアしていかなければいけないということで、現実には普通預金も決済性預金として使用されているという面があるわけではございます。

しかしながら、元々この決済性預金について預金保険の対象にすべきであるという論議は一九九〇年の半ばごろ非常に金融学者の間で大きなテーマになった問題のようではございまして、当時、私はある金融学者からその論文をコピーで何か知らないんですけども送付していただいたということがありまして、そうしたものも目を通しておったということではございます。

要は、金融システムの安定のために保険というものを掛けて保護すべき対象というものは一体何なんだというのがテーマでございまして、これは決済性の預金、決済機能の保護であるというのがそうした論文が示していたところであるということ、そのことを私は数年前から知っていたということを申したということではございます。

○辻泰弘君 最後の質問になると思いますけれども、政策金融の見直しについて財務大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

政策金融の見直しというものが昨年十二月十九日閣議決定の特殊法人等整理合理化計画でも指摘され、またこの九月からは経済財政諮問会議で審議される予定と伺っております。

そこで、財務大臣の政策金融自体に対する評価と今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（塩川正十郎君） 政策金融は、戦後我が国の経済の復興の根幹を成してきたと思って、私は政策金融を高く評価しております。

しかし、それ以来、終戦後五十数年たちまして、経済の実態並びに国際化の問題等もあって非常に進展してまいりました。民間の力を思い切り活用する方が将来の経済発展のために私はいいと思う。そういう意味において、あえて政策金融を拡大し、政策金融を経済活動の中に大きく位置付けるということには私は批判的であります。けれども、どうしても経済界あるいは社会一般にとりまして特定の分野において必要な金融もあると思っております。そういう特化した分については政策金融を続けてもいいと思いますが、原則論としては政策金融はもう廃止する方向に行ったらいいと思っております。

したがって、現在の金融状況等を見ながら、その経過措置を十分取りながら、政策金融の転換を図っていくべきだと思っております。

○辻泰弘君 以上で終わらせていただきます。